

第2章 総務

第1節 取調べ監督

○取調べ監督室の設置に関する訓令

(平成21.3.18
鹿児島県警察本部訓令3)

改正 平成26.3訓令6

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の18第2項の規定に基づき、取調べ監督室（以下「監督室」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 監督室においては、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）に定める事務のほか、被疑者取調べの監督に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 指導及び教養に関すること。
- (3) 警察庁及び管区警察局に対する報告連絡並びに他都道府県警察との連絡調整に関すること。
- (4) 検察庁、拘留所、少年鑑別所等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 被疑者取調べ監督管理システムの管理及び運用に関すること。
- (6) その他総務課長の命ずる事項に関すること。

(監督室長)

第3条 監督室に取調べ監督室長（以下「室長」という。）を置く。

- 2 室長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。
- 3 室長は、命を受け、監督室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係)

第4条 監督室に、その所掌事務を処理するため、取調べ監督係を置く。

(補佐等)

第5条 監督室に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…一部改正〔平成26.3訓令6〕

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。